

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

10番、井上慎司議員、どうぞ。

○10番（井上慎司）

皆さんこんにちは。10番議員、井上慎司です。通告に従いまして、一つの項目について、一般質問をさせていただきます。

LGBT（性的マイノリティ）の方々への理解促進と支援策について問う。

近年、新聞やテレビ等で性的マイノリティ、マイノリティとは少数者の方をあらわす言葉です、性的少数者をあらわす「LGBT」など、多様な性のあり方に関する話題が多く取り上げられるようになったが、社会的に正しい理解が十分に広まっていないことで、学校や職場、家庭、地域からの差別や偏見によって困難を抱えている方もいられる。

近隣では小田原市が今年度4月から同性パートナーシップ制度を導入し、神奈川県では同性パートナーシップ制度で公的に認められた同性カップル等について県営住宅への入居が近く可能になるが、一方で本町においてはLGBT施策が進んでいるとはいえないのが現状である。

性的少数者と言われるの方々には、一緒に悩んだり苦しみを分け合う家族や恋人や友人など多くの人の存在があることから、社会全体の課題として大きく捉えるべきであり、誰もが個人として尊重され、安心と充実を満たした生活を送れるよう、次の事項を問う。

①本町の教育現場では、LGBT（性的少数者）の理解促進について、現在どのような取り組みをしているか。

②LGBTの理解促進や当事者の不利益解消と幸福感向上のために、同性パートナーシップ制度を導入すべきでは。

③災害時における避難所運営において、男女共用のユニバーサルトイレの設置などの配慮を。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、井上議員の御質問にお答えをいたします。

私たちの中には、生物学的な性（体の性）と性の自己意識（心の性）が一致しない人、性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）が、同性や両性（男女両方）に向いている人がいられます。そうした人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。

性的マイノリティのカテゴリーをあらわす言葉の一つとして、LGBTがあります。

LGBTとは、女性の同性愛者レズビアン（Lesbian）、男性の同性愛者

であるゲイ（Gay）、両性愛者であるバイセクシュアル（Bisexual）、体の性と心の性が一致しないという感覚を持つトランスジェンダー（Transgender）の頭文字を取った言葉で、その他にもさまざまなセクシュアリティが存在いたします。

参議院法務委員会調査室の資料によれば、LGBT（性的少数者）の方が直面する事例として、

- ①学校で「気持ち悪い」などと侮辱的な言葉を投げかけられた。
- ②就職活動で不利益な対応を受けたり、職場での処遇で差別された。
- ③同性パートナーが医療機関に入院しても、治療説明等が受けられなかったり、公営住宅への入居条件に該当しない等の不利益を受けた。
- ④医療機関や高齢者施設が戸籍上の性で分類されているため、精神的負担が大きい。

などが挙げられます。

LGBTに対する近年の国の動きとしては、平成29年、被害者の性的指向・性自認に関わらず職場におけるセクハラ対象となる、男女雇用機会均等法に基づく改正セクハラ指針施行や、LGBTへの対応が盛り込まれた、いじめ防止対策推進法に基づく基本指針が改定されております。

ここからは個別の御質問にお答えをしていきますが、一つ目につきましては、教育に関する内容でありますので、後ほど教育長から説明させていただきます。

私のほうから、二つ目と三つ目の答えを先に話をさせていただきます。

それでは、二つ目の「LGBTの理解促進や当事者の不利益解消と幸福感向上のために、同性パートナーシップ制度を導入すべきでは。」について、お答えいたします。

同性パートナーシップ制度の導入については、2015年に東京都渋谷区と世田谷区がそれぞれ、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」、「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を制定し、全国的先進事例としてはじまりました。

県内では、今年度に入り、横浜市、横須賀市、小田原市が同性パートナーシップ証明制度を創設しており、相模原市や逗子市などでも来年度制度施行に向けて準備を進めているとのことであります。

同性パートナーシップ制度は婚姻のような法的効力はありませんが、例えば携帯電話会社の家族割適用や医療機関での親族としての対応を受けられることが期待されております。

開成町におきましても、これまで、計画や事業等でLGBTに関する取組みを掲げたものではありませんでしたが、本年度改定する「かいせい男女共同参画プラン」で、はじめて男女共同参画という観点から理解の促進や相談事業、関係機関との連携等の取組みを取り入れる予定であります。

LGBTの方は、町内にもいられる可能性があることから、まずは理解促進等の

普及啓発に努めてまいります。

同性パートナーシップ制度の導入につきましては、国の今後の取組みや小田原市をはじめとする先進事例の取組み等を調査しつつ、慎重に検討していきたいと考えております。

次に、三つ目の災害時における避難所運営において、男女共用のユニバーサルトイレの設置などの配慮について、お答えをいたします。

災害が発生した場合の救援期において、仮設トイレや更衣室等を設ける場合には、男女の区別なく誰でも使用できる施設として設置するなど、さまざまな方が利用できるよう対応していきたいと考えております。

今後、計画等を策定していく場合には、先進事例等を研究しながらLGBTにも配慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

最後に、一つ目の「本町の教育現場では、LGBT（性的少数者）の理解促進について、現在どのような取組みをしているか。」について、教育の関係ですので、私からお答えさせていただきます。

まず、学校教育の仕組みについては、文部科学省が示した学習指導要領に沿って学校長が教育課程を編成して行うことが基本となっております。

現在、学校では「他者への思いやりの心を育むため、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解すること」などを、特別の教科「道徳」を中心に教育活動全体を通して行っております。

このように、学習指導要領ではLGBTだけを取り上げて、子どもたちに対し、教育活動を行うことは定められておりませんが、他者の個性を認め合うといった人権教育の視点・観点で取組みを進めてございます。

一方で、文部科学省では平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を発出し、学校現場における支援のあり方について、具体的な取組みを要請しております。

しかしながら、この通知は、LGBTに対する教育内容を定めたものではなく、性同一性障害の児童生徒の個人に対する支援のあり方について示しているものであります。

ちなみにこのような支援が必要な町内の児童生徒は、現在のところ、私は把握してございません。

本町といたしましては、このようなケースも含め、児童生徒が気軽に不安や悩みを相談できることが大切であると考え、心の相談員や、スクールカウンセラーなどを各学校に配置し、相談体制の整備を取り組んでいると同時に、教職員の研修にも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

ただいま、町長、教育長から一定の御答弁をいただきました。恐らく性的少数者のことについて、議場で取り上げるのははじめてかと思imasるので、まず、冒頭で、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、LGBT、性的少数者ではなく、SOGIというものを御存知でしょうか。SOGIと書きます。これはセクシャル・オリエンテーション・ジェンダー・アイデンティティといまして、単純に分かりやすく御説明すると、体が男性で、心も男性です。あるいは、体が女性で、心も男性です。広く多数者と言われる方も含めたセクシュアリティのことをも含めた言い方になります。これ地球上に生まれた全て、どこかに当てはまるものであります。その中で少数者のことをLGBTと言いますが、先ほど町長答弁の冒頭での御説明でありました、LGBT、4種類、単純にただ四つの分類だけではなく、さまざまなセクシュアリティがあります。中にはクロスジェンダーやアセクシャル、男性女性両方に関心がないというようなさまざまな細分化されたセクシュアリティがあります。そして、このセクシュアリティというものは、その人が一体何者なのかというアイデンティティ、根幹の部分でもあるということをごここで申し添えておきたいと思imas。

そして、昨日、持続可能な開発目標SDGsの促進について、同僚議員から一般質問がありました。私も国連から発せられたSDGsの取り組みには大変関心を寄せているところであります。

SDGsの17のゴール、目標の中で、ジェンダー平等、これの達成は目標5で掲げられているのですが、しかしながら、この目標5には、LGBTについてはどこにも述べられておりません。国連が発したこのSDGsに、LGBT（性的少数者）のことが記載されていないのは、これは世界を見回すと同性婚が合法の国もあります、ですが同性間の性行為に及びますと死刑課す国もあります。こういった事情から共通目標に含むことができなかつたという経緯があります。

それでも、世界では50カ国しか法的効力がある結婚やパートナーシップ制度を導入していないのが現状であります。しかしながら、SDGsを発行した時の元国連事務総長の潘基文氏は、LGBTは、誰も置き去りにしないというSDGsのモットーに含まれていると説明しており、国際的にも、日本でもLGBTの権利の保護や推進の動きが活発になっているところであることから、今回の一般質問に取り上げさせていただきます。

では一つ目の項目について再質問をさせていただきます。

本町の教育現場では、LGBT（性的少数者）の理解促進について、現在どのような取り組みをしているか、についての質問です。支援の必要な児童は把握しておられないということですが、そもそも多様な性のあり方について、理解促進の取り

組みを積極的に行っていかなければ、小学生、中学生、まだまだ性自認について、自己の認識というものがない中で、自身の違和感に気づくことが、その教育がないことによって遅くなっているのではないのか。ですから、潜在的な部分の把握もできないのではないのか。それが今現在把握していないという現状に至っているのではないのか。そのあたりどうお考えでしょうか。御答弁ください。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えいたします。児童生徒の現状把握というところにおきましては、現在のところ、先ほども述べましたとおり、具体的なお子さんを把握してございません。ただ、何もしていないのかということになると、また別の話で、人権教育の視点で、いろいろな事象がある、いろいろな人がいるということは、当然、さまざまな教育活動の中で子どもたちにも学ばせているところでありまして、そこに関わっての職員研修も日々積んでいるところでございます。

特に、夏季休業中等を活用して、職員で人権研修等も行っております。その中で、例えば、今年度はある学校ではずばり、議員がおっしゃる内容の命題を掲げて、夏に研修を行ったとか、外部講師を招いて、中学校ですけれど、命の授業というところで、障がいのある方々や、性的マイノリティの方々について触れた子どもへの講演なども行ってございます。その結果、それを受けたお子さんが作文を書きまして県の表彰を受けているというところまで、人権感覚を養っているというのが実態です。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

全く取り組みがないということではないということは理解いたしました。相談体制の整備に取り組んでいくということですが、まずは相談を受ける側の先生たちの研修ということもされているということで、相談を受ける側の体制をつくっていただくこと、そして、自己の性自認にあれっという違和感をまず感じて、相談に出向けるような土壌生成をしていただくこと、これは現状のままで十分足りているという認識でしょうか。それとも、今後、社会情勢と照らして、重点的に取り組んでいく必要があるとお考えでしょうか。御答弁ください。

○議長（吉田敏郎）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの相談体制に関わる御質問にお答えをいたします。まず、さまざまな相談内容が、今、この社会にはございますし、児童生徒、保護者まで含めてさまざまな悩み事があります。では十分な体制かと言われれば、どこが十分かという部分が

非常に判断材料としては難しいではありますが、開成町につきましては、予算をお認めいただいて、かなりの数の相談員の方、スクールカウンセラーの方が配置されてございます。まず、そちらを最大限に活用していただくために、アピールも今後もしなければいけないとは思っていますが、今ある資源を最大限活用していただきたいというふうに思っています。

あともう一つは、相談できる人が、相談できたほうがよろしいと思うのですが、どう言ったら良いのでしょうか。相談できなくても、安心できる場もつくってやらなければいけないかなという思いもしてまして、そこは学校教育現場の日々の人権感覚を磨く教育の部分にも大きく関わるかなというところで、じっくり寄り添ってくださうというふうなことは、現場にお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

ただいまの御答弁からLGBTにかかわらず、多様な子どもたちの悩みというものに関しては広く窓口を設けているということは理解させていただきました。

今、学校現場でのお話をさせていただいたのですが、実際は、学校の中でそればかりを取り上げるということは非常に難しいかと思えます。広く全国を見渡しますと、民間のNPO、ボランティア団体等は、にじいろサロンというものを開いて、これは10代、20代の性自認として自分が少数者であるという自覚している子どもたちを中心に、子どもたちと言っても、20代の方も含まれているのですが、そういった場を設けて、より理解を深めるような活動等をしたり、あるいはお互いの悩みを相談するような場を設けたりしております。これはちょっとまだこの開成町を含め、近隣ではそういった活動している団体等はないのですが、今後、行政主体でしたり、あるいはあじさい塾で取り組んだりというような形の中で、そういった場を設けていくようなことというのは可能なのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

教育総務課長。

○教育総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。まず、いろいろな受容体制というか、ということだと思いますが、まず、平成27年に文部科学省から発出されております、きめ細かな対応の実施等についてといった通知の中では、まずは学校の中で、きちんと、先ほど申しあげた相談体制を充実させた上で、そういったお子さんがいられた場合には、チームで受けとめて取り組んでいきたいと思いますといったことですか、あと具体的な事例として、日頃の学校活動の中で必要なこととして、服装の問題、髪型の問題、更衣室の問題、トイレの問題等々を掲げた中で、学校現場での取り組みを要請をさせていただきます。まずはそういったお子さんを把握した場合には、こういった国の指針に基づく考え方に基きまして、きちんと対応していくといったこ

とが必要かなと考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

私のほうから1点、神奈川県のほうで、今年の5月から取り組みをはじめたもので、10代、20代の、いわゆる性的マイノリティ、LGBTの方を対象に、交流会を開催するというので、かながわにじいろトークというような形で、今年5月から小田原会場もできたということで、月1回のペースで、毎月、小田原駅付近の公共施設のほうで実施しているというような支援体制、相談等も含めた中の実施というのが行われていますので、そういったことも今後、PR、啓発等をしていければと考えております。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

県の施策として、小田原でにじいろトークという企画がされていること、私、今、はじめて知りました。近隣でそういった活動がされているという広報は、しっかり開成町の中でも広めていただきたいなと思いますので、そのあたりよろしくお願いいたします。

それで実際、私が子どものころ、LGBTという言葉がありませんでした。もちろん皆さんが子どものころ、そんな言葉というのは、見聞きしたことはなかったかと思います。したがって、私自身が、性的少数者の方々に対して無知でありました。無知であったからこそ、私自身の発した言葉が、もしかしたらあそのとき人を傷つけていたかもしれないと思う経験をしています。これは無知が招いた罪であるなと思っております。今、このLGBTを含め、性的少数者の方々というものは、社会的に認知されてきている中で、やはり無知が招く罪、これは学校現場ではいじめにつながると思います。こういったことにつながらないような取り組みというものを、ぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

また、学習指導要領で、こう決まっているからという話の御答弁が多いのですが、実際、指導要領で決まっていることは取り組んでいただくことが大前提なので、当然、一般質問では取り上げません。学習指導要領に含まれない、でも今の社会の中、あるいは開成町を見渡して、これは必要なのではないかという気持ちのもとで登壇させていただいて、広く周知させていただき、理解促進についての質問をさせていただいているところでございます。

続きまして、2点目のほうの質問に入らせていただきます。再質問ですね、済みません。

「LGBTの理解促進や当事者の不利益解消と幸福感向上のために、同性パートナーシップ制度を導入すべきでは」ということについて、再質問させていただきます。

先ほど御答弁の中にもありましたが、既に今年4月から、近隣では小田原市が、パートナーシップ制度を導入しております。

それで直近なのですが、一昨日、横浜市でも、パートナーシップ制度が導入されました。横浜市のパートナーシップ制度は、LGBTという枠にとらわれず、異性間の事実婚にも、パートナーシップ制度を発行するというものでした。それでどの程度、潜在的にそれを求めている方がいるのかというのは、実際、行うまで分からない部分がありますが、その当日、9名の方が、パートナーシップ制度の申請にいらっしまったということが、昨日の神奈川新聞に載っておりました。先ほども子どもたちがなかなか把握できないというのは、やはり周知されていないことで、カミングアウトができないという方々が広くいられる。あるいは婚姻というものが結べない中で、カミングアウトしていても、苦しい思いをしているという方々がいるのではないかとということが推察されます。こういった部分から、開成町では、パートナーシップ制度について、どのような今、考えをお持ちなのかを、御答弁願いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。パートナーシップ制度ということについてなのですが、今、議員の言われたとおり、先般、横浜市のほうが導入したということで、初日は、9名9組の方の申請があったということで、今年度に入りまして、神奈川県内でも、先ほど町長の答弁でもありましたが、4月には、小田原市ですとか、横浜市のほうも導入してきております。

直近で調べた内容ですと、大体全国に30自治体近く、自治体がこのパートナーシップ制度を導入をはじめています。なおかつ今年度に入り、16自治体ぐらい、既に4月以降、導入自治体が増えて、急速に増えてきたというような形ではあります。今議員が言われたとおり、いろいろパートナーシップ制度そのものについても、例えば同居要件なども、世田谷区などでは、同居を要件としている。札幌市などでいうと、同居要件は必ずしも必要とはされていないですとか、戸籍上の性別についても、今議員が言われたとおり、横浜市ですとか札幌市については、戸籍上の性別に制限を設けない。戸籍上の性別が異性であっても、利用が可能である自治体であったりとか、渋谷区、世田谷区など、戸籍上の同性カップルに限定するといった自治体もありまして、一言にパートナーシップ制度といっても、それぞれの自治体でさまざまな微妙な内容が違うというのがありますので、まずはその辺のところ、導入するというわけではないのですけれども、どういう制度設計とかということも含めた中で、調査を進めていくと。それとあわせてまず理解の促進に努めるというのがまず第一だと思いますので、そちらの方は、先ほどの町長答弁にもあったような形の中で、今後進めていければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

近隣の状況と照らし合わせた中での御答弁をいただきました。確かに、小田原市では、条例は敷かずに要綱という形で取り組んでおられます。これなぜ条例にしなかったのかということをお尋ねしたところ、今後、細かなニーズをヒアリングしていき、より市民の方々の要望に合う形に、即座に変えられるほうが、サービスとしての質が高いのではないのかということで、条例ではなく要綱にしているということでした。したがって、開成町は開成町なりに、今後の動きというものをよく研究をしていただいて、取り組みに向けた、何か情報収集をしていただけたらと思っております。

それで小田原市では、男女共同参画課というものが、パートナーシップ制度の窓口としてやっているのですが、実際、このLGBTの課題というものは、大きくは人権の問題でもあると思います。なので人権問題として捉えて、広く理解、促進を進めていくのであれば、またちょっと捉え方がかわっていくのかなと考えるのですが、パートナーシップの前段階として理解を深めていく人権的な部分というもので、今後開成町としては、何か取り組みをしていく予定あるいは検討課題として盛り込んでいただけるのかどうか、御答弁ください。

○議長（吉田敏郎）

福祉課長。

○福祉課長（渡邊雅彦）

ただいま人権ということで御質問がございましたので、福祉課のほうからお答えさせていただきます。

LGBTの取り組みということで、実は、開成町独自ではなかったのですが、足柄上1市5町の人権擁護委員さんを対象といたしました実務研修会、こちらのほうで「性的マイノリティ支援について」というテーマを設けまして、「多様性を認め、自ら生きられる社会づくり」という題名にしまして、LGBTの当事者の方から御講演をいただいたということがございました。一応、人権擁護委員さんも、そういった人権の御相談を受けていらっしゃる方々でございますので、そのあたりの内容を御理解いただくという部分で、今回実施されたということでございます。

なお、開成町のほうでも、人権週間というのが12月4日から10日までございますけれども、この中で毎年人権講演会というものを取り上げております。この中で今後の人権講演会のテーマとして、LGBTを取り上げるということで、町民の皆様への普及・啓発を行うことができるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

人権の観点からの御答弁をいただきました。男女共同参画、人権、両面から、また学校の教育現場でも広く今後の方向性に向けた調査・検討、あるいは取り組み等進めていただけたらと思っております。

それで先ほどの御答弁の中で、開成男女共同参画プランで、はじめて男女共同参画という観点から、このLGBTの理解の促進や相談事業、あと関連機関との連携等の取り組みという御答弁があったのですが、この関連機関というものは、どういった機関になるか、具体的に教えてください。

○議長（吉田敏郎）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。関連機関、関係機関ということで、一つは、今、福祉課長が言ったような形の庁内の関係課との連携ということで、ちょうど今日から人権週間というような形の中で、その期間で例えば、人権講演会を先ほど福祉課長が言ったような形で、協働して連携したりですとか、神奈川県の方で、LGBTに対する啓発物品等を借用した、例えばパネル展を実施したりとか、そういった庁舎内の連携、また、神奈川県との連携を今後普及啓発として実施していきたい。そういうことでございます。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

昨今のこのパートナーシップ制度の導入については、結構大きな波なのかなと。特に神奈川県内においては、全国的に見ても取り組んでいる実態が非常に多いという現状があります。そういった中で、神奈川県として、このパートナーシップを導入したらどうなのかということが県議会の方で取り上げられた時に、黒岩知事は、これは各地方自治体のほうにお任せするというような趣旨の御答弁をされています。ただ、その中でパートナーシップ制度を結ばれた方に関しては、県営住宅への入居を認めるというようなお話もされております。これはやはりパートナーシップを導入されている自治体、されていない自治体で格差の発生にもつながるようなことになっていくのかなと思っております。

横浜市では、このパートナーシップ制度の導入とあわせて、市営住宅への入居も認めるような形であり、また、民間の医療機関や不動産関係の業界団体へもパートナーシップ制度への理解促進というような促しもされています。行政内だけでなく民間とも連携するような形でいうものが、もう神奈川で一番大きな横浜市で動きとして出ておりますので、ぜひ開成町としても今後パートナーシップ導入に向けて前向きな御検討していただきたいと思っております。

最後に、3番目「災害時における避難所運営において、男女共用のユニバーサルトイレの設置などの配慮を」ということなのですが、これは先日台風19号、318名の方が避難されたということでした。

今回の台風での大きな水害はなく、長期的な避難ということにはならなかったのですが、長期的な避難となった時には、さまざまな避難生活へのストレスを軽減するための取り組みというものが必要になってくると思います。こういった中で、今回、このLGBTというものの枠の中でのユニバーサルトイレの御提案なのですが、実際のところ、これはLGBTの方々だけではなくて、社会的な弱者の方、障がいを持たれていたり、御高齢であったり、あるいは乳幼児を抱えていたり、そういった方々も含めた中で、よりストレスなく過ごしやすい避難所生活が送れるような取り組みというものでユニバーサルトイレの導入というものを提案させていただいたところであります。

今回、このユニバーサルトイレの導入について前向きな御答弁をいただいたのですが、それとあわせて、防災計画でこういったものをしっかり盛り込んだ取り組みをしていただけるのかどうか、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。開成町では、根幹となるものが、地域防災計画でございますので、そちらの改定にあわせて、そういった先進事例の取り組み、答弁でもございますけれども、そういった事例を研究しながら、そういった部分についても配慮をしていく形で取り組んでいければと考えているところでございます。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

こちら前向きな御答弁をありがとうございます。防災計画に盛り込むということは、さらにその内容について、周知徹底を図るために、先ほど申したような、LGBTを含む少数者、あるいは社会的な弱者の皆さんに向けた、ペラ1枚のリーフレットのような、防災ガイドのような分かりやすい紙面というもので、普及・啓発をしていただきたいなと思っているところであります。

この防災に関しての関連で、一つ質問させていただきたいのですが、今後の大規模な地震、あるいは予期せぬ大水害等で仮設住宅を建設するようなことになるかもしれません。そうなった時に、先ほど2点目の項目で質問させていただいた、パートナーシップ制度の活用というものも生きてくるのかなと思っております。

実際、危機管理あるいは防災面に関して、性的少数者について、今まで何か取り上げられたことというのはおありでしょうか。御答弁ください。

○議長（吉田敏郎）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。今まで防災面に関して、こちらのLGBTについて、特に話し合いを持ったとかというところはございません。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

これまでには取り上げられたことはないというお話でしたが、今後ユニバーサルトイレを含むさまざまな施策展開の中で、社会の中にどれぐらいの弱者の方、あるいは少数ですが必ず存在する方々というものが、どの程度サービスを求めているのかということも調査・研究を進めていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民サービス部長。

○町民サービス部長（鳥海仁史）

今後の災害時等の対応ということの中での御質問です。先ほど来、さまざまな観点から、答弁のほうをさせていただいているわけですが、やはり少数者とはいえ、今後、LGBTの方々、いろいろとお申し出等、御相談等が出てくる可能性がございます。そういうことに対しましては、3番目の御質問の回答といたしまして、慎重に対応していきたいというようなことも述べているわけですが、防災面での対応、あるいは今、仮設住宅というようなこともございましたが、そういうところも含めて、今後の課題として検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

一定の御答弁をいただきました。さまざまな質問の中で、前向きな御答弁をいただいております。そういった中で、今回、学校教育で、防災面で、また、パートナーシップについて、全般を一般質問の中で取り上げさせていただいたのですが、これは小田原市のパートナーシップを結んだ担当課の課長さんのお話なのですが、実際、どれだけの申請者がいるか分からない。でも、確実にそこにいるのだということに視点を向けて、これは力強く取り組まなければいけない課題だということの中で、私が大変印象に残った言葉は、つくってはじめて価値が生まれる施策があっても良いのではないのかという話でした。もちろん無責任な施策展開はできないのですが、見えないから良いとか、少ないから良いではなくて、必ずそこに目を向けてサービスを届けるのだという気持ちで取り組んでいくことの大切さというものを学ばせていただきました。

不寛容な時代と言われる今の社会ですが、人権教育の啓発や促進が進み、それによって理解が深まることでさまざまな少数者、弱者の皆様、そういった方々に寄り添える優しい社会が醸成され、その社会とは、少数者や弱者だけでなく、広く全ての人にとって住みやすく、優しい町を形づくることができると私は確信しております。今後、前向きな調査・研究を進めていただき、開成町らしいモダンな施策とし

て展開していただけることを願っておりますが、最後このあたりについて、町長から御答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今回、井上議員から、このような質問をいただき、改めて私もLGBTのことについて、勉強させてもらったというのが実態でありまして、町としても、その取り組みが今までできていなかったという反省も含めて、これからきちんとさまざまな人たちが、開成町で住みよい町にしていきたいと思っておりますので、できることはできるだけ早く進めていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

井上議員。

○10番（井上慎司）

町長から御答弁をいただきました。先ほどの同僚議員の一般質問の中で、町民の目線に立って、サービスを向上させることが大切であると町長はおっしゃっておられました。その中で真に必要な方に届く、迅速なサービスを届けること。満足の高いサービスを届ける。先ほど、町長は障がいがある方とおっしゃっていましたが、先ほど私が申しあげたように、これは障がいのある方だけではなく、乳幼児を抱える方であったり、また高齢者の方、性的少数者の方、さまざまな方々が含まれていると思っております。そういった形の中での施策展開に期待をしております。

これを持ちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

井上慎司議員の一般質問を終了いたします。